

令和6年7月9日

第581回 海務協議会議題

1. 7月期人事異動に伴う担当官挨拶
2. 一括交通許可証の管理状況報告について
3. MSB 業務の申請先と NACCS 掲示板の活用について
4. 税関職員の制服改定について
5. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

・監視部	横 山	部長
〃	安 部	次長
監視部管理課	阿 部	課長
特別監視官	久保田	特別監視官
総括許可部門	小 原	統括監視官
〃	志 鳥	上席監視官

一括交通許可証をお持ちの皆様へ

一括交通許可証の管理状況報告について

1. 船陸交通等の一括許可に対して付する条件

平成 19 年 6 月に改正された関税法施行令第 22 条の 2 第 3 項（貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）の規定により、別紙 1 に掲げる条件が付加されております。

2. 「付する条件」の補則（報告の方法等）

条件に「許可の期間内に 1 回以上の確認を受けるものとし、許可をした税関が指定する時期に報告し、税関の確認を受けること。」と条件が付されておりますが、横浜税関本関が指定する時期及び報告方法は次のとおりとさせていただきます。

【時期及び報告方法】

税関の指定する適宜の時期に年に 1 回（9 月または 10 月に税関から依頼予定）所属する被許可者全員の点検結果を、「船陸交通許可証の管理状況等（報告）」（別紙）により、許可証交付窓口へ報告書を提出して下さい。また、貴社の都合により希望の点検時期がある方は、個別にお申し出ください。

その他、ご不明な点は許可証交付窓口までお尋ね下さい。

報告様式はこちらから



【許可証交付窓口 報告先】
横浜税関監視部 総括許可部門】

〒231-8401

横浜市中区海岸通 1-1（監視部分庁舎内）

（TEL）045-212-6077

yok-kanshi-kichi@customs.go.jp

船陸交通等の一括許可の際に付する条件

- (1) 海港において、関税法第 24 条第 2 項の許可を受けた者が、本邦と外国との間を往来する船舶への交通を行う際には、持ち込む物品の品名・数量等をあらかじめ税関に報告すること。

但し、当該持込物品が、船舶の入出港関係手続等のための書類・工具類等であって、かつ、税関において取締上支障がないと認めた場合には、当該報告を省略することができるものとする。

- (2) 申請者が法人の場合、当該法人の役員又は従業員である被許可者について関税法第 24 条第 3 項各号に規定する法令違反があったときは、当該法人は、直ちにその旨を税関に報告するとともに、当該法人における再発防止策や船陸交通制度の法令遵守に係る社内管理・監督体制等の改善策を作成し、当該改善策等について税関の確認を受けること。

- (3) 関税法施行令第 22 条の 2 第 2 項前段の規定により一括して申請した関税法 24 条第 2 項の許可（以下、「一括許可」という。）を受けた者は、許可の期間内において、許可内容に変更がないことや許可証の管理状況等の税関の確認を受けるべき事項について報告し、税関の確認を受けること。

イ. 税関の確認を受ける時期

許可の期間内に 1 回以上の確認を受けるものとし、許可をした税関が指定する時期に報告し、税関の確認を受けること。

ロ. 税関の確認を受けるべき事項

次に掲げる税関の確認を受けるべき事項について報告し、税関の確認を受けること。

- (イ) 許可証の破損・汚損等の有無
- (ロ) 申請事項（氏名、住所、交通の目的及び経路等）の変更の有無
- (ハ) 被許可者の関税法第 24 条第 3 項各号に規定する法令違反の有無
- (ニ) 許可証の保管・管理状況
- (ホ) 申請者が法人の場合には、管理責任者氏名、社内における定期点検等の実施状況
- (ヘ) 被許可者が、複数の税関官署で一括許可を受けている場合には、その税関官署名及び許可証番号

ハ. 報告

申請者が法人の場合には、当該法人単位で税関の確認を受けるべき事項を報告し、税関の確認を受けること。

(別紙)

船陸交通許可証の管理状況等（報告）

令和 年 月 日

横 浜 税関長 殿

記 載 例

申請者名
住所 横浜市中区海岸通 1-1
株式会社 ○○

許可証保管状況	・ 許可証所持者は、用務の際は常時携帯し、自己の責任において保管管理している。 ・ 許可証は、毎月 1 回、管理責任者が点検している。
一括許可の申請者が法人の場合	(管理責任者氏名) ○○部長 □□ ▽▽
	(定期点検実施状況) 令和 年 月 日に定期点検を実施した結果、問題点は別紙のとおり。問題ありません。
	(その他<研修等>) 特になし。 ●●●主催の研修を受講 (○/○)。 管理責任者による社内研修を実施 (○/○)。

被許可者名	許可証番号	許可証の異常	申請事項の変更	法令違反の有無	具体的な異常・変更・違反内容等	備考
□□ ▽▽	800	無	無	無		
□□ ▽▽	800	無	無	無		
		有・無	有・無	有・無		
		有・無	有・無	有・無		
		有・無	有・無	有・無		

(注 1) 「許可証の異常」欄は、交付している許可証について、亡失、破損及び汚損等の異常の有無を記載する。
(注 2) 「申請事項の変更」欄は、許可申請の際の申請内容について、変更の有無を記載する。(但し、既に届出済みのものは、「具体的な異常・変更・違反内容等」欄に届出済みと記載する。)
(注 3) 「法令違反の有無」欄は、許可期間中における関税法第 24 条第 3 項に規定する法令違反の有無を記載する。
(注 4) 「具体的な異常・変更・違反内容等」欄は、「許可証の異常」、「申請事項の変更」「法令違反の有無」の各欄で有を選択した場合に、その異常、変更及び違反の内容の詳細を記載する。
(注 5) 複数の税関官署で船陸交通許可証の交付を受けている場合には、「備考」欄に当該許可を受けている税関官署名及びその官署で受けた許可証番号を記載する。

(別紙)

船陸交通許可証の管理状況等（報告）

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者名
住所
氏名又は名称

許可証保管状況	
一括許可の申請者が法人の場合	(管理責任者氏名)
	(定期点検実施状況)
	(その他<研修等>)

被許可者名	許可証番号	許可証の異常	申請事項の変更	法令違反の有無	具体的な異常・変更・違反内容等	備考
		有・無	有・無	有・無		
		有・無	有・無	有・無		
		有・無	有・無	有・無		
		有・無	有・無	有・無		
		有・無	有・無	有・無		

(注1)「許可証の異常」欄は、交付している許可証について、亡失、破損及び汚損等の異常の有無を記載する。

(注2)「申請事項の変更」欄は、許可申請の際の申請内容について、変更の有無を記載する。(但し、既に届出済みのものは、「具体的な異常・変更・違反内容等」欄に届出済みと記載する。)

(注3)「法令違反の有無」欄は、許可期間中における関税法第24条第3項に規定する法令違反の有無を記載する。

(注4)「具体的な異常・変更・違反内容等」欄は、「許可証の異常」、「申請事項の変更」「法令違反の有無」の各欄で有を選択した場合に、その異常、変更及び違反の内容の詳細を記載する。

(注5)複数の税関官署で船陸交通許可証の交付を受けている場合には、「備考」欄に当該許可を受けている税関官署名及びその官署で受けた許可証番号を記載する。

[illegible]

MSB 業務の申請先と掲示板の活用について

1. 本関における MSB 業務の申請先に係る注意

NACCS 利用において、MSB 業務により添付ファイルを送信する機会があるかと思いますが、その際の申請先は、**官署コード 2A** とともに、**申請先部門のコード欄に「K」を入力**して送信いただきますようお願いいたします。

申請先部門をブランクにされますと、業務部に出力されてしまいます。

宛先
税関官署 2A 部門 K

2. NACCS 掲示板（NACCS 業務資料）の活用

NACCS 掲示板

NACCS 公式ホームページへ

検索 お問い合わせ サイトマップ

TOP NACCSのご利用方法 申込手続 (NSS) **NACCS業務仕様・関連資料** よくある問合せ NACCS情報プラザ™

関連リンクを表示する▼

NACCS業務仕様・関連資料

業務仕様書

業務コード集

業務エラーメッセージ集

仕様変更一覧

EDI仕様書

航空システム業務資料

海上システム業務資料

電算機関係業務事務処理要領

外為法関連資料 (貿易管理サブシステム)

医薬品医療機器等申請業務

輸出証明書等発給申請業務

包括保険関連業務情報

各種資料

業務仕様書

コード別

0-9	M
A	N
B	Q
C	P
D	Q
E	R
F	S
G	I
H	U
I	V
I (関係省庁業務)	W
J	X
K	Y
L	Z

各種 (DB) のシステム保存期間

- 航空海上 (輸入食品監視支援及び医薬品手続き業務含む) [PDF: 532KB]
- 動物検疫関連業務 [PDF: 87KB]
- 植物検疫関連業務 [PDF: 58KB]
- 共通管理番号の保存期間 [PDF: 81KB]

管理資料情報2/ページ一覧

航空関連業務仕様書

- 入出港関連業務
- 輸出関連業務
- 輸入関連業務
- 輸出入共通業務
- 管理資料情報
- オンライン業務共通設計書

海上関連業務仕様書

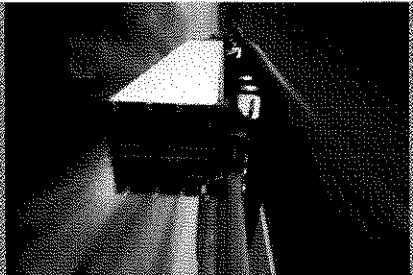
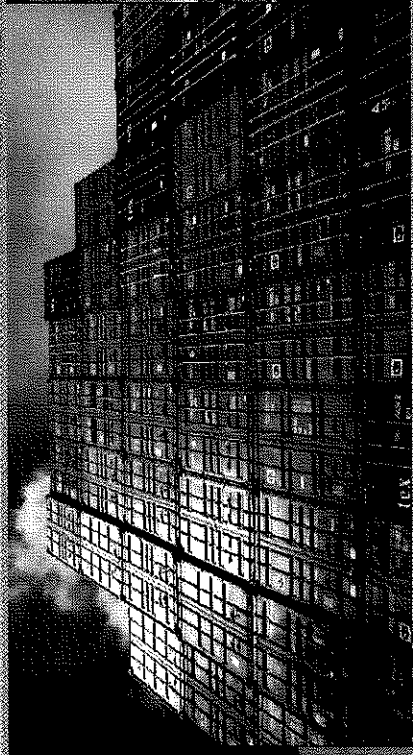
- 入出港・とん税関連業務
- 輸出関連業務
- 輸入関連業務
- 輸出入共通業務
- 管理資料情報
- オンライン業務共通設計書

輸入食品監視支援業務仕様書

- 医薬品医療機器等申請業務仕様書
- 動物検疫業務仕様書
- 植物検疫業務仕様書
- 港湾関係業務仕様書
- 外為法関係業務仕様書 (貿易管理サブシステム)

NACCS業務資料 海上編

【入出港】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

2023年8月更新

● 入出港業務の概要

- 業務フロー 32
- V●X及びW●Tについて 33
- 主な対象手続き及び提出先 34
- シングルウィンドウのイメージ 35
- 参考：出港届の入港届提出番号について（転錨） 36
- 資格変更届（KPC01） 37

● NACCSにおける入出港手続（外航船）

- 船舶受委託関係について 7
- 船舶管理情報登録（VCA） 9
- 船舶基本情報登録（VBX） 10
- 船舶基本情報登録（VBX）の船舶運航者 11
- 船舶基本情報訂正（VBY） 12
- 事前情報登録（VTX01～04） 13
- 船舶運航情報登録（VTX01） 16
- 船舶運航情報登録（VTX01）寄港順序の変更 19
- 乗組員・旅客情報登録（VTX02、03） 20
- 乗組員・旅客情報登録（VTX02、03）下船判定処理 21
- 船用品情報登録（VTX04） 22
- 入港前統一申請（VPX） 23
- 入港前統一申請の申請先 24
- 検疫通報について 25
- 入港前統一申請の係留施設使用手続 26
- 入港届等（VIX） 27
- 入港届（転錨届）提出情報 28
- とん税等納付申告（TPC） 29
- リアルタイム口座振替完了通知情報 31

● 関連手続（乗員上陸許可申請）

- 乗員上陸許可申請（VPX） 39
- 乗員上陸許可申請についての注意点 42

● 関連手続（港湾管理者）

- ファイル申請（KFT） 44

● 照会業務

- 入出港届等照会（IVS） 46

● エラーチェックについて

- エラーチェックについて 51

● 便利な機能

- 申請したデータの活用 56
- アップロード機能 62
- その他の機能 65

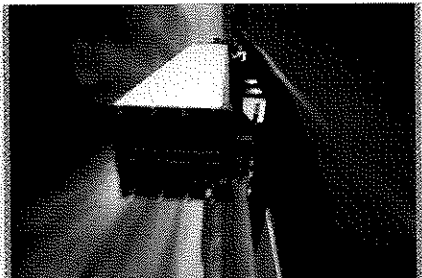
● 港湾関連業務の仕様書、コード

- 港湾関連業務のお知らせについて 69
- 港湾関係業務関連コードについて 70

● 参考

- NACCSの利用料金について 73

NACCS業務資料 海上編 【CY・船舶代理店】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

2022年10月更新

● CY・船舶代理店における業務（輸出編）

- コンテナヤードにおける搬出入業務 3
- CY搬入確認登録 4
- CY搬入確認登録後の訂正 5
- CY搬入後のシール番号の訂正 6
- CY搬出確認登録（輸出コンテナ） 7
- 船積情報登録 8
- CLR処理区分と入力項目について 9
- 多数件処理について 10
- 積コンテナリスト提出方法①（提出） 11
- 積コンテナリスト提出方法②（登録⇒提出） 12
- 船積処理 14
- 積コンテナリスト提出と船積情報登録 15
- CLRの取消方法（CLD船積情報変更） 16
- CCL 船積確認登録 17
- 輸出コンテナの船積状況の確認 18

● CY・船舶代理店における業務（輸入編）

- 輸入コンテナ貨物の業務フロー 21
- 受委託登録について 22
- 積荷目録提出方法 24
- 出港前報告情報を利用した積荷目録情報登録（MFR省略） 25
- 出港前報告情報を利用した積荷目録情報登録（MFI） 26
- 出港前報告情報を利用した積荷目録情報登録（MFR11） 27
- 出港前報告情報の照会 28
- 積荷目録情報登録 29
- 積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前） 30
- 積荷目録提出 31
- 出港前報告不一致通知と事前通知 32
- 積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後） 33
- IMI（積荷目録状況照会） 34
- 到着確認登録 37
- 船卸確認登録（個別） 38
- 船卸確認登録（一括） 39
- 船卸確認登録後の訂正 40
- 卸コンテナリスト情報登録 41
- 卸コンテナリスト提出 42
- 卸コンテナ情報変更 43
- 輸入貨物情報の訂正 44
- 輸入貨物情報訂正での留意点 45
- CY搬出確認登録（輸入） 46
- CYO不要設定 47

税関職員の制服改定について

～税関職員の制服を14年ぶりに改定しました～

近年、不正薬物等の密輸手段が巧妙化し、税関に対するテロ対策等への期待が高まる中、昨今のウイルス感染予防対策を取りつつ水際の最前線で業務を遂行するため、現行の制服について機能性、耐久性、衛生面に配慮した改定を行うこととしました。

新制服への切替えについては、令和6年度以降、主要空港官署の監視取締・旅具通関担当職員から順次計画的に切り替えていく予定です。



<新制服（冬服）>

<新制服（合服）>

<新制服（盛夏服（長袖））>

<新制服（盛夏服（半袖））>